



資料 1

前回協議会からの自転車に関する法改正等の変化と計画書（案）への反映について

新宿区

令和4年度
新宿区自転車等駐輪対策協議会（第4回）
令和5年2月6日（月）

1. 前回協議会からの法改正等の変化と計画書（案）への反映

(1) 自転車乗車時のヘルメット着用の努力義務化

1

	改正前（令和5年3月31日まで）	改正後（令和5年4月1日～）
法改正	道路交通法 第63条の11 児童又は幼児を保護する責任のある方は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。	道路交通法 第63条の11 第1項 自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。 第2項 自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。 第3項 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。
概要 ※警視庁 HPより	保護者の方は、13歳未満の子供にヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。	自転車を運転する 全ての人 がヘルメットをかぶることに努めなければならないのはもちろんのこと、 同乗する方 にもヘルメットをかぶらせるように努めなければなりません。 また、保護者等の方は、 児童や幼児が自転車を運転する際は 、ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。



【対応】計画書p15に「コラム」を追加、p48の「守る」の施策E-1に記述を追加

1. 前回協議会からの法改正等の変化と計画書（案）への反映

(2) 悪質な自転車の交通違反の取り締まりの強化

2

令和4年10月～	
概要	警視庁は自転車の悪質な交通違反に対して、取り締まりを強化しています。 これまで罰則を伴わない【警告】にとどめていたケースでも、刑事罰の対象となる 交通切符の交付による【警告】 を行い検挙するなど、対策が強化されました。
取り締まり強化の対象と交通ルールの内容※	●信号無視 自転車は、道路を通行する際は、信号機等に従わなければいけません。 特に、横断歩道を進行して道路を横断する場合や、歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」の標示のある場合は、歩行者用信号機に従わなければいけません。
	●一時不停止 自転車は、道路標識等により一時停止すべきとされているときは、一時停止しなければいけません。
	●右側通行 道路では左側を通行しなければならず特に 車両通行帯のない道路では道路の左側端を通行しなければいけません。
	●徐行せずに歩道を通行 歩道を通行する場合、自転車は歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければならず、歩行者の通行を妨げることとなるときは一時停止しなければいけません。

※東京都 自転車安全利用五則ホームページ及び警視庁 自転車に関わる主な交通ルール

➡【対応】計画書p15に「コラム」を追加、p48の「守る」の施策E-1に記述を追加

1. 前回協議会からの法改正等の変化と計画書（案）への反映

(3) 自転車安全利用五則の改定

3

自転車安全利用五則が改定され、全自転車利用者のヘルメット着用の努力義務化や、事故に直結する危険行為の明確化がされました。

改訂の内容	旧 利用五則（令和4年10月31日まで）	新 利用五則（令和4年11月1日～）
改訂の内容	1 自転車は、車道が原則、歩道は例外	1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
	2 車道は左側を通行	
	3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行	
	4 安全ルールを守る 飲酒運転 二人乗り 並進の禁止 夜間はライトを点灯 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認	2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
	5 子どもはヘルメットを着用	3 夜間はライトを点灯 4 飲酒運転は禁止 5 ヘルメットを着用

➡【対応】計画書p15に「コラム」を追加。今後の周知・啓発の取組で展開する。

① 電動キックボードの交通ルールについて

4

令和5年7月～

【道路交通法の改正】

- 現在、**原動機付き自転車**としての電動キックボードと国の特例制度を活用した**小型特殊自動車**としての電動キックボードが走っています。
- 令和4年4月の改正道路交通法では、電動キックボードが「特定小型原付き自転車」として新たに位置づけられ、**令和5年7月**から法律が施行される。
- 大きくは以下の事項。
 - ①時速20km/h未満の場合、免許不要
 - ②ヘルメットは努力義務
 - ③時速6km/h以下の場合歩道通行可
 - ④自転車レーン通行可

道路交通法の改正で電動キックボードのルールが変わる



※出力によって自動二輪車に分類される場合もある

	現行		改正道交法 (2年以内に施行)	
	個人所有	シェアリングサービスなどの特例キックボード	最高速度 時速20 ^{km/h} *	最高速度 時速30 ^{km/h} *
最高速度	時速30 ^{km/h} *	時速15 ^{km/h} *		
区分	原付き自転車	小型特殊自動車	特定小型原付き自転車	原付き自転車
免許	原付き免許	普通自動車免許など(原付き免許は×)	不要だが16歳未満は禁止	原付き免許
ヘルメット	必要	不要	努力義務	必要
歩道の走行	×	×	時速6 ^{km/h} *以下で走行なら ○	×
自転車レーンの走行	×	○	○	×
ナンバープレート	○	○	○	○

copyright (c) Sankei Digital All rights reserved.

【対応】 計画書p52の「守る」の施策E-5に記述